

第47回役員会（別紙） 名勝清風荘庭園検討会要項

役員会 第47回 平成17年12月5日（火曜日）開催

■別紙

名勝清風荘庭園検討会要項

（平成17年7月25日役員会決定）

（平成17年12月5日一部改正）

第1 名勝清風荘庭園の整備活用方策について検討するため、理事（施設担当）の下に名勝清風荘庭園検討会（以下「検討会」という。）を置く。

第2 検討会は、総長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 名勝清風荘庭園整備の基本方針に関する事。
- 二 名勝清風荘庭園の活用方策に関する事。
- 三 その他名勝清風荘庭園の整備活用に関する事。

第3 検討会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 理事（施設担当）
- 二 本学の教授 若干名
- 三 学外の有識者 若干名
- 四 財務部資産管理課長及び施設・環境部施設企画課長
- 五 その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第二号、第三号及び第五号の委員は、総長が委嘱する。

第4 検討会に主査を置き、第3第1項第一号及び第二号委員の互選によって 定める。

第5 主査は、審議の結果を適宜とりまとめて総長に報告するものとする。

第6 検討会には、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

第7 検討会に関する事務は、施設・環境部施設企画課において処理する。